

「中央区マンション管理計画認定制度」が7月からスタートします

分譲マンションの管理組合などが作成した管理計画が、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができる制度です。

認定対象 区内の分譲マンション

認定の審査項目

- 管理組合の運営
- 管理規約
- 管理組合の経理
- 長期修繕計画の作成および見直しなど
- その他(組合員名簿などに関すること)

申請方法

事前にマンション管理センターによる「管理計画認定手続支援サービス」をご利用いただき、「事前確認適合証」を取得した上で、区に認定申請します。なお、「事前確認適合証」の取得と認定申請には、それぞれ手数料がかかります。制度全般について、詳しくは区HPまたは問へ。



▲中央区マンション管理適正化推進計画



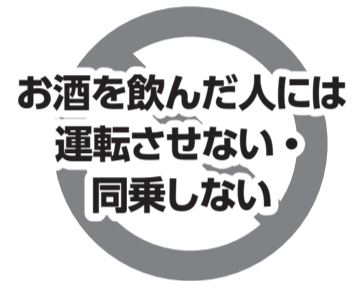
▲中央区マンション管理計画認定制度

問住宅課計画指導係 ☎(3546)5466

飲酒運転させない TOKYOキャンペーン 7月1日~7日

飲酒運転は重大な交通事故につながる悪質・危険な犯罪で、厳しく罰せられます。

これから夏本番を迎え、飲酒の機会が増えると、飲酒運転や飲酒運転による交通事故の発生が懸念されます。私たちのまちを安全で安心なまちにするために、一人一人が次の点を心掛け、飲酒運転を防ぎましょう。



皆様のご理解とご協力をお願いします。

問交通課交通対策係 ☎(3546)5413

凡例
問 問い合わせ(申込先) HP ホームページ Eメールアドレス
※費用の記載がないものは無料

医療相談窓口

自分や家族が受けた診断や治療、薬など医療に関する不安や疑問はありませんか。

「医療相談窓口」では、さまざまな医療に関する相談などをお受けするとともに、解決の糸口を探すお手伝いをしています。

受付日時

月~金曜日(土・日曜日、祝日・休日、年末年始を除く) 午前9時~午後5時

業務内容

- 専任の相談員(看護師)が医療に関する相談や、区内の診療所・歯科診療所などに関する苦情および相談をお受けします。
- 患者さんと診療所・歯科診療所などとの信頼関係の構築を支援します。
- 中立的な立場から相談業務を行い、問題解決に向け助言します。
- 相談に当たっては、相談者のプライバシーを保護し、相談により不利益をかぶることがないようにします。

例えばこんな時に.....

- 自宅付近の医療機関を知りたい
- 医療についてどこに相談したら良いのか分からない
- 医師や看護師など職員の対応が気になる
- 治療についての説明を受けたが、その内容が分からない
- 薬の説明が分からない
- ◎医療行為における過失や因果関係の有無・責任の所在を判断・決定したり、診療所・歯科診療所などの紛争の介入や調停はできません。また、医療機関の良しあしの判断や評価もできません。

相談専用電話 ☎(3545)1875

◎病院(病床数が20床以上の医療機関)に関しては、東京都医療安全支援センターにご相談ください。

東京都医療安全支援センター(患者の声相談窓口) ☎(5320)4435

問生活衛生課医事薬事係 ☎(3541)5937

電話の自動音声およびSMSによる納付案内

特別区税、国民健康保険料、住宅使用料などに未納がある方に対して、自動音声およびSMS(ショートメッセージ)による納付案内などを行っています。自動音声およびSMSは、夜間や土・日曜日、祝日・休日にも発信します。

なお、金融機関から区への納付確認には2週間程度を要します。このため、すでに納付済みの方にも案内を差し上げる場合があります。行き違いの際は、ご了承ください。

自動音声およびSMSによる納付案内などでは、次のような内容を案内することはありませんのでご注意ください。

- 特定の金融機関や口座番号への振り込みをお願いすること
- ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすること
- 通帳やキャッシュカードを預けるようお願いすること

自動音声案内時の発信電話番号・SMS発信番号

- ・特別区税などについて ☎(6260)6792 SMS(3546)5282
- ・国民健康保険料などについて ☎(6260)6793 SMS(3546)5365
- ・住宅使用料などについて ☎(6260)6794 SMS(3546)5467

◎発信専用のため、電話への折り返し、SMSへの返信はできません。

◎ソフトバンク回線の方はSMS発信番号として特定の番号(21061)が通知されます。

- 問・特別区税などについて 税務課整理係 ☎(3546)5282
- ・国民健康保険料などについて 保険年金課収納係 ☎(3546)5365
- ・住宅使用料などについて 住宅課住宅管理係 ☎(3546)5467